



石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No 12 1991年1月20日

発行 石綿対策全国連絡会議
〒102 東京都千代田区六番町1 自治労安全衛生対策室内
TEL 03-239-9470

も く じ

11. 27 全国集会に 600 名が結集	2
第 4 回総会を開催	3
飛散防止剤に重金属	4
<資 料>	
アスベスト規制法制定をめざす全国集会基調報告	5
集会決議	11
第 4 回総会議案	12
国立学校吹きつけ石綿の早期撤去を求める決議	17
1990 年度役員	19
<スクラップ>	

アスベスト規制法の制定を 六百人が集会とデモ

「アスベスト規制法制定をめざす全国集会」が、11月27日、東京の社会文化会館で開かれた。集会は労働組合と市民団体によってつくられたアスベスト規制法制定をめざす会が主催したもので、全建総連、全港湾、日教組、自治労をはじめ、労組、市民団体から600名が参加した。

主催者を代表してあいさつした広瀬弘忠氏（東京女子大学教授）は「5年前、私は『静かな時限爆弾』という本を書いたが、その当時日本ではアスベストが問題にならなかった。今日、このように大きな集会を開くことができたことは本当にうれしいことだ」と前置をして「アメリカはアスベスト製品の製造を禁止したが、被害のピークはこれからだ。第一の波は1920年代のアスベストの採掘やアスベスト製品の製造工場の労働者だった。第二の波は第二次世界大戦で軍需工場で働いた労働者の被害が1970年代に明らかになってきた。第三の波は2000年をすぎた頃になってくるといわれているが、これはアスベスト建材による建設労働者や一般住民の被害だ。そして学校で吹付けアスベストのばく露を受けた子供たちが大きくなった頃、第四の波があるかも知れない。今すぐアスベストばく露を少なくすること。それが被害を少なくする道だ。アスベスト規制法の制定はその第一歩といえる」と訴えた。

続いて来賓として各政党からのあいさつを受けた。日本社会党の安恒良一参議院議員は「党内に立法化に向けてのプロジェクトチームをつくり、法案要綱づくりを急いでいる。野党間の調整をすすめ、超党派で国会に提案できるようにアスベスト規制法制定のために全力をあげる」と述べた。日本共産党の三浦久衆議院議員は「政府のアスベスト対策は大企業の利益を優先し、国民の健康を犠牲にしている。アスベストの禁止は早急な課題だ」と述べた。党大会のため出席できなかった公明党と社会民主連合からはメッセージが寄せられた。

アスベスト規制法制定をめざす会の伊藤彰信事務局長が基調報告をおこない「ア

アメリカや北欧諸国ではアスベストは禁止されている。日本でもこれから被害が多発してくる時期だ。代替品の開発はすすんでいる。①アスベストの製造を原則禁止、②アスベストを含む建築物の改修解体の届出、③アスベストに関する審議会の設置を骨子とした法案要綱を検討している。署名は 45 万人集まったが、集約を 91 年 2 月としてさらに拡大していきたい」と述べた。

特別報告として、全国安全センターの古谷杉郎事務局長がアスベスト被害の実態について、森田明弁護士が横須賀アスベスト裁判とジョンズマンビル社への賠償請求について報告した。

アスベスト鉱山と工場があった熊本県松橋町の健康調査などについて熊本労働安全衛生センターの河津さんから、多摩ニュータウンの吹きつけアスベストについて追及をつづけている「なくせアスベスト多摩市民の会」の折戸さんから、建設労働者のアスベストばく露について三重建労の佐藤書記長から報告があり、同時に街頭署名活動を強化していく決意表明があった。

集会は「第 120 回通常国会にアスベスト規制法を提由しよう」という決議を採択し、保護服を着た人を先頭に国会を通過して日比谷公園までデモ行進をおこなった。

第 4 回総会を開催

11 月 27 日、午前 10 時から石綿対策全国連絡会議第 4 回総会が秋田、大阪、熊本からの地方参加者も出席して開催された。

開会のあいさつを代表委員の斉藤さん（自治労）がおこなったあと、議長に里見さん（全建総連）を選出した。

伊藤事務局長が、1989 年度活動報告とアスベスト規制法制定の活動を中心とする 1990 年度活動方針案を提案、討議資料のアスベスト規制法案要綱（案）について説明した。質疑のあと提案どおり承認された。

アスベスト根絶ネットワークより提案された「国立学校吹きつけ石綿の早期撤去を求める決議」が採択された。

アスベスト対策大阪ネットワークの中地さんからアスベストの飛散防止剤に含まれる重金属について特別報告をうけた。(別掲参照)

総会は最後に1990年度の役員を選出して閉会した。(別掲参照)

飛散防止剤に重金属

アスベスト除去工事等でアスベストの湿潤化に用いられる飛散防止剤の一部が高濃度の水銀、砒素、鉛等を含有していることが10月に開かれた第1回廃棄物学会で京大の研究者から報告された。報告によると、防腐、防菌効果を期待して含有されているものと思われる。含有量としては環境への汚染が問題となる濃度だといえる。

作業者の健康問題とともに、封じ込め工事では工事後の室内大気的环境汚染、除去工事ではセメント固化、廃棄物から溶出し、土壌や地下水汚染の汚染をもたらすなどが予想されるなどアスベスト対策としての除去、封じ込め工事が新たな環境汚染をつくりだすことになる。

今後の対策としては、①飛散防止剤の製造、販売業者および工事業者に重金属含有の有無、成分割合の程度を聞く、②重金属含有製品の不使用を要請する、③製造、販売、使用中の飛散防止剤のサンプルを提供してもらい、こちらでも含有の有無を分析、調査する、などをすすめていきたい。

<スクラップ>

<p>たばこ十石綿 肺がん60倍に</p> <p>15年調査し分析 石綿(アスベスト)とたばこの両方を吸う人は、どちらも吸わない人の六十倍は肺がんにかかりやすいことを、大阪府立成人病センターの森永謙一主任と国立療養所近畿中央病院の坂谷光則・内科医長が調査した。石綿繊維を織るなどの職業に就き、一九七一年から十五年間に同病院で受診した二百八十人を分析した結果という。</p> <p>患者たちは作業中に石綿のほこりを吸っていたが、うち肺がんで亡くなった人が三十五人で、三十四人までが喫煙者だった。年齢別の肺がん死亡率も考慮して計算すると、石綿とたばこの両方を吸わなかった人に比べて、両方吸っていた人は六十三倍、石綿だけ吸っていた人は六・七倍高いとしている。</p>
--

朝日 90年11月21日 夕刊

1990年11月27日

社会文化会館ホール

アスベスト規制法制定をめざす 全国集会 基調報告

1 アスベスト規制法制定をめざす会の結成

(1) アスベストの粉じんを吸うと、肺がん、悪性中皮腫、じん肺等の健康障害の原因になります。このような発がん物質＝アスベストは身のまわりのいたるところで使われています。石油ストーブ、トースター、ヘアードライヤー、自動車のブレーキ、天井や壁の断熱材や建材、ボイラーやビルの空調設備に、そして学校や公共施設の天井に吹きつけられたアスベスト等です。私たちは、このように幅広く使用されている発がん物質を規制するには法律によってしかできないと考え、今年4月18日に「アスベスト規制法制定をめざす会」を結成しました。

(2) 以来、国会請願署名運動とアスベスト規制法（仮称）の要綱案づくりをすすめてきました。国会請願署名は11月15日までに約45万人の署名が集まりました。署名運動によって「めざす会」の組織も大きくなってきました。現在160団体・個人が参加しています。しかし、まだまだ運動を広げ、組織を大きくしていく必要があります。

2 アスベストを取り巻く情勢

(1) アスベストの使用禁止は世界の趨勢となっています。北欧諸国では1980年代はじめに使用を禁止し、アメリカも1996年までに製造を禁止することにしています。しかし、日本のアスベスト使用量は、1987年が30万トン、1988年が32万トン、1989年が29万5千トンと高水準を維持しています。かつて年間80万トンを誇ったアメリカの使用量がすでに年間10万トンを割っています。日本はソ連について世界第2位のアスベスト使用大国です。そして500万トンものアスベストが環境に蓄積されています。

(2) 日本政府の態度は「アスベストは安全に使用すればよい」「代替

品の安全性や開発のめどがはっきりしないのでアスベストを使用禁止にすることはできない」というものです。吹きつけアスベストの処理に関するマニュアルを発表したので、アスベスト対策は終わったという考え方のようです。発がん物質には、これ以下ならば安全であるといういき値はないといわれています。私たちはアスベストを規制しようとし、ない日本政府の態度を認めるわけにはいきません。

(3) 文部省は、小中学校における吹きつけアスベストの処理はこの3年間で94%実施したと発表しています。また、東京都は、都立施設の吹きつけアスベストの72%を処理したと発表しています。しかし、吹きつけアスベストの処理が安全、確実に実施されたのかという疑問が残ります。3年前には数社しかなかったアスベスト処理業は現在では1000社を超す一大産業になりました。それらアスベスト処理業者が十分な安全技術をもっているのか、一番安い工事価格に落札するような入札制度で安全が保たれるのか、アスベスト処理工事を監督する行政の体制がないなかで大丈夫なのか、などの問題があるからです。さらに、アスベスト廃棄物が安全に処分されているのかという問題もあります。

3 アスベスト規制法の必要性

(1) 甚大な被害発生の可能性

アスベストによる肺がん、中皮腫の業務上認定件数は1985年より10人を上回るようになりました。日本でもアスベスト製品製造労働者をはじめ、港湾労働者、造船労働者、建設労働者などから肺がんや中皮腫による死亡者がでています。

表1 アスベストによる肺がん、悪性中皮腫の業務上認定件数

年度	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
件数	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10

肺がんや中皮腫はアスベストにばく露してから20～40年の潜伏期間があります。現在、アメリカでは6万件にもものぼるアスベスト訴訟がおこなわれていますが、アメリカにおける使用量は1950年代にはいって増大しました。日本では1960年代後半から使用量が増大してい

ます。これからは、被害が発生してくる時期です。

アメリカの労働安全衛生局（OSHA）は、1986年に労働環境中のアスベスト粉じんの許容濃度を2 f / c cから0.2 f / c cに引き下げました。現在、さらに0.1 f / c cに引き下げるかどうかを検討しているところです。0.2 f / c cでも1000人中6.7人がアスベストで死亡すると予測しています。日本の管理濃度は2 f / c cですが、OSHAは2 f / c cでは1000人中6.4人が死亡すると予測しています。この数値は日本でも製造が禁止されているベンチジンの死亡率と同程度です。

アメリカの環境保護局（EPA）は、都市部の人口10万人に対して1～7人の住民がアスベストによるがんで死亡すると予測しています。東京の大気中のアスベスト濃度はニューヨークの3倍です。日本でもアスベスト工場の付近に住んでいた主婦が中皮腫で死亡したという報告があります。今後アスベスト被害が一般住民にまでおよぶことが心配されます。

（2）すすむ代替製品の開発

業界は自主規制計画をつくってアスベスト製品のアスベスト含有量の低減、ノンアス化をはかっています。建材については、内装材は199

■表2 ノン・アスベスト代替品の開発状況

石綿製品の種類		販売時期	代替繊維の種類
吹きつけ			ロックウール
塗 材 (78.2%)*	石綿スレート (44.7%)	86年～ けい酸カルシウム板 88年～ サイディング 89年暮実用試験 波形スレート 89年秋～	ガラス繊維、有機繊維 バルブ繊維、ガラス繊維 有機バルブ、合成樹脂 PVA** 繊維、バルブ
	石こう系	90年～販売	ガラス繊維+バルブ繊維
摩 擦 材 (6.4%)	ディスクパッド	79年～ 米国向け（芯材に石綿） 86年～ 国内・小型車	スチール繊維 スチール繊維、アラミド繊維
	ブレーキライニング	84年～ 欧州向け・小型車 87年～ 国内・小型車 90年～実用試験 国内・トラック	ガラス繊維+アラミド繊維 ガラス繊維+アラミド繊維 不明
	クラッチフェーシング	83年～ タクシー用	ガラス繊維+アラミド繊維
ジョイントシート (2.8%)		84年～	アラミド繊維中心
紡織品 (2.0%)			ガラス繊維 アラミド繊維 セラミック繊維 炭素繊維

* () 内は1986年の石綿の用途

** ポリビニルアルコール

出典：アスベスト根絶ネットワーク「アスベストなんていらぬ」リサイクル文化社

1 年末までにゼロ%に、外装材は1991年末までに5%未満に、屋根材は1993年末までに5%未満に、自動車用ブレーキについては、小型車は1992年末までに、大型車は1994年末までにノンアス化しようというものです。

私たちは、輸出車にはノンアスを使い、国内向けにはアスベストを使うという現状を早く変えさせなければなりません。

4 アスベスト規制法（仮称）の要綱案づくり

(1) 私たちは、結成総会で次の3点の原則を盛り込んだ要綱案づくりをめざすことを確認しました。①アスベスト製品の製造等を1994年までに原則禁止、2000年までに完全禁止とすること。②関係省庁によるアスベスト対策推進本部を設置し、労働者、市民の意見を聞きながらアスベストの総合対策を実施すること。③アスベストに関する情報を公開し、普及すること。

(2) その後、参議院法制局と折衝を重ね、様々な指摘を受けながら要綱案づくりをすすめてきました。そして基本的な考え方を次のように整理してきました。①アスベストという単独物質で製造から使用、廃棄に至るまでの法律をつくることはむずかしい。基本法をつくるなら「有害物質対策基本法（仮称）」というべきものを別途考慮することとし、あくまでも規制法ということにする。②アスベスト廃棄物の安全な処理については、現在改正の検討がすすめられている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正のなかで実現するようを求めていく。③アスベスト製品の製造等の禁止を早急に実現する法案をつくる。④単に労働安全衛生法第55条を改正してアスベストを製造禁止にするのではなく、既存のアスベスト製品の安全対策をも可能にする規制法とする。

(3) 7月17日の法案要綱検討会で確認した内容は、①施行日以降アスベストまたはアスベスト製品の製造、輸入、使用等を禁止すること、②施行日以前に製造されたアスベスト製品についてはアスベストが飛散しないように処置するよう当該アスベスト製品の所有者または管理者に義務づけること、というものでした。いずれも経過措置を設けたものでしたが、例外あるいは経過措置が主流となる法律上の問題点、使用禁止により代替品ができたならアスベスト製品を使用した建築物を建て替えなければならないなどの問題点がありました。

(4) 世話人会はさらに検討をつづけ、今回新たな要綱案をまとめまし

た。その概要は次のとおりです。この要綱案は、「めざす会」の最終案ではなく、内部の討議資料です。この案をもとに関係各方面とも協議をし、さらによりよい案を作成していきます。

①アスベスト製品の製造等については、代替が著しく困難な場合または代替によって生命健康に危険が生じる場合を除いてアスベストまたはアスベスト製品の製造、輸入、販売等の禁止をする。そして、代替を促進し、アスベスト使用の全廃をめざすことを明確にする。

②既存のアスベスト製品については、アスベストを飛散させないように努めることとし、具体的な規制としては、吹きつけアスベストやアスベスト含有建材を使用した一定規模以上の建築物または船舶の改修、解体工事を行なう工事施工者に工事実施計画の届出を義務づける。

③厚生大臣または都道府県知事は、アスベスト製品の製造、輸入、販売の事業者または吹きつけアスベストやアスベスト含有建材を使用した一定規模以上の建築物または船舶の改修、解体工事を行なう工事施工者またはその所有管理者に、必要な勧告や命令をすることができるようになる。

④アスベスト対策審議会を設置して、製造、輸入、販売等を認めるアスベスト製品の指定、厚生大臣が定めるアスベストによる健康被害を防止するためにとるべき指針など、アスベスト問題全般について審議、調査する。この審議会には、労組、市民の代表が参加するようにする。

(5) 要綱案は直接的にはアスベストの全面禁止をおこなうものではありませんが、このようなアスベスト規制法の制定は、アスベストが危険であるという認識を国民にひろめ、アスベスト製品の製造、輸入、販売を大幅に制限することになります。さらに代替品開発を促進することによって、アスベストの全廃にむけて大きく前進するでしょう。また、既存のアスベスト製品のうち、アスベストの飛散の可能性が大きい製品の大部分について、安全確実な処理を確保することになるでしょう。

5 今後の取り組み

(1) 国会請願署名の最終集約を1991年2月末日とし、100万人の目標に向けて、さらに幅広く署名運動をとりくみます。

(2) アスベスト製品を使わない運動、既存のアスベスト製品をメーカーに回収させる運動、アスベスト製品かどうかを行政に調査させる運動、アスベストの処理工事については事前に説明会を開かせ安全確実な工事

を実施させる運動に取り組みましょう。

(3) アスベスト規制法を来月召集される第120回通常国会に提出するよう、法案要綱づくりを急ぎ、野党間の調整をすすめるためにも、政令案づくり、国会審議対策の準備をすすめます。

以上

集 会 決 議

本日、私たちはアスベスト規制法制定をめざす全国集会を開催しました。

承知のようにアスベストは協力的な発がん物質です。アスベスト粉じんを吸うと肺がん、悪性中皮腫、じん肺などの健康障害の原因となることが分かっています。しかも、よく「静かな時限爆弾」と言われるように、アスベストによる健康障害は発症までの期間が20年～30年と長いことでも知られています。

アスベストは私たちの身の回りのいたるところにあります。学校の建物、公共施設、そして私たちの家屋、日用品を挙げていけばキリがありません。

この日本では、戦後の高度成長に伴ってアスベストの輸入量が増え、あらゆる産業分野にわたって重宝な耐火・保温・吸音用材として使用されてきました。しかし、発がん性ということが早くから分かっていたにもかかわらず、その対策はこれまで立ち遅れてきたのです。その結果、いまアスベスト工場や、造船、建設職場で働いていた労働者にアスベスト被害が発生してきつつあります。また、これまで環境中に蓄積されてきた大量のアスベストのことを含めて考えると、今後一般住民にまで被害が及ぶことが心配されます。

アスベストの使用禁止は、いまや世界の趨勢となっています。北欧諸国が1980年代に使用を禁止し、アメリカでも1996年までに使用禁止を決定しています。しかし、この日本では相変わらず年間30万トン前後の使用を続けています。

私たちは、こうした日本の現状を見ると、アスベストの使用を法律的に厳しく規制していく必要を強く感じます。私たちは、①アスベストおよびアスベスト製品の製造、輸入、販売の原則的禁止、②既存アスベスト製品の飛散防止、③市民、労組代表が参加するアスベスト対策審議会の設置、を骨子とするアスベスト規制法案を来月召集される第120回通常国会に議員立法として提出するよう働きかけます。

私たちは、今後、署名活動、国会請願運動などの取り組みをさらに強化し、アスベスト規制法制定を実現するために、そしてアスベストの全廃をめざして全力で活動することを決議します。

1990年11月27日

アスベスト規制法制定をめざす全国集会

1990年11月27日
社会文化会館会議室

石綿対策全国連絡会議 第4回総会議案書

1989年度の活動報告

1、はじめに

石綿対策全国連絡会議は、昨年11月15日、第3回総会を開き、①アスベスト規制法（仮称）の制定、②シンポジウムの開催、③調査活動、④諸団体の活動の支援協力、⑤組織の強化拡大など1989年度の活動方針を確認しました。

2、アスベスト規制法制定運動

- (1) 「アスベスト対策の政策提言」については、昨年1年間かけて検討してきましたが、第3回総会の討議を踏まえて最終案をまとめ、1月19日に発表会をおこないました。発表会には社会党の国会議員をはじめ、社会党、公明党、共産党、社民連の政策担当者が出席し、マスコミにも報道されました。
- (2) 「提言」をもとに「アスベスト規制法」（仮称）の制定をめざす運動をすすめるため、労働組合、環境問題や労災職業病問題に取り組む団体に呼びかけて、4月18日に「アスベスト規制法制定をめざす会」を結成しました。この会に参加していただきたい団体はまだ多数あるのですが、今までよりは巾広い組織を作ることができました。
- (3) 「めざす会」は「アスベスト規制法（仮称）制定を求める国会請願署名」を展開しています。目標は100万人ですが9月中旬までに約20万人の署名を集めました。また、3万枚作成したリーフレットはすでに22,000枚がさばけました。署名運動は来年2月末を最終集約として継続しておこな

われています。全建総連はポスターを作成して署名運動をすすめています。

- (4) 「めざす会」はアスベスト規制法(仮称)の法案要綱づくりをすすめています。要綱(案)は、①石綿及び石綿製品の輸入、製造・販売等の原則禁止、②石綿対策審議会の設置、③既存の石綿製品の改修等飛散防止、④石綿に関する情報の公開などです。次期通常国会に提出する予定です。

3、対政府・自治体交渉

(1) 石綿全国連として対政府交渉はおこないませんでしたが、アスベスト根絶ネットワークが7月11日、文部省交渉をおこない、学校関係の吹き付けアスベストの処理状況を追及しました。

(2) 東京都は「アスベストってなに?」と題するパネル展を消費者センター展示ルームで開催しました。これは、昨年おこなった東京都の交渉において、アスベストフェアへの協力要請に応えたものです。展示内容やパンフレットについても事前に打合せをしました。

4、教育、学習活動

(1) 4月22日のアースデイ・フェスティバル、6月10日のエコロジカル・フェスティバル、10月28日の社会党フェスティバルに参加をし、アスベスト製品や代替品の展示をおこなうとともに、国会請願署名をおこないました。

(2) シンポジウムの開催はできませんでしたが、署名運動にともなう各地の学習会に運営委員が講師として参加しました。

5、調査活動

(1) わが国におけるアスベスト鉱山の所在について明らかにさせてきました。

(2) 情報公開条例を利用して地方自治体にアスベストを使用した施設を公表させてきました。

6、諸団体の活動の支援協力

(1) アメリカのアスベスト・メーカーであるジョンズ・マンビル社の独自の救済制度にもとづく損害賠償請求について、遠藤、森田弁護士の努力で62名が請求しました。アスベスト被害者の救済と同時に製造物責任を追及

する運動として、わが国で広めていく必要があります。

(2) 神奈川で造船労働者が悪性中皮腫で労災認定されたのをはじめ、造船労働者、アスベスト管製造労働者、建設労働者などがアスベスト関連疾病で労災申請をおこなっています。アスベスト被害が少しずつでも明らかになってきています。

7、広報活動

(1) 今年度は「アスベスト対策情報」を4回発行しました。

(2) 昨年、ラルフネーダー氏を迎えたシンポジウムを収録した「環境を守る情報をつかむ」、アスベスト根絶ネットワークの「アスベストなんていない」、アメリカのOSHAの報告を翻訳した「アスベストの人体への影響」、全建総連の「石綿・建築労働者・いのち」など、アスベストに関する本が出版されるようになりました。

8、組織の強化拡大

(1) 第3回総会以降、6団体が新に石綿対策全国連に加入しました。地域で安全衛生活動、医療活動をおこなっている団体で、石綿対策全国連も少しずつですが、全国的な広がりを持つようになってきました。

(2) アスベスト規制法制定をめざす運動の中で環境問題や情報公開問題に取り組んでいる諸団体と知り合うことができました。

9、おわりに

代表委員である田尻宗昭氏が7月4日、亡くなられました。「政策提言」をまとめたあと、アスベスト規制法制定を実現するためにはなくてはならない人を失ったことは残念です。田尻さんの意志を継いで、アスベスト規制法制定のために頑張ることを誓い合いたいと思います。

1990年度活動方針

1、はじめに

昨年のわが国のアスベスト輸入量は295,000トンと相変らず高い水準を維持しています。

アスベスト問題は、アスベスト被害者の発掘やゴミ問題の中で把えかえすなど、地味でありながら、ひとつの社会問題として定着してきました。

東京都は、昨年のアスベスト対策大綱につづき、アスベストを使用した建築物の解体や改修工事について施工者に届出を求めるなどの「アスベスト飛散防止対策要綱」をまとめ、4月から実施しました。また、①環境への影響調査の実施、②ノンアス製品のJIS規格化、③単品ごとにアスベスト含有率の表示、④ノンアス製品のエコマーク表示などを国に要求しています。

大阪府は、5月に「アスベスト対策基本方針」を作成しました。

アスベスト対策が地方自治体ですすめられていく中で、業界も代替品開発を急ピッチですすめています。しかし、政府は「アスベスト対策としてすべきことはした」という立場で対応しているように思われます。

今年度は、「アスベスト規制法」を制定させることに全力をあげて取り組んでいきたいと思ひます。

2、アスベスト規制法制定運動

アスベスト規制法制定をめざす会に参加をし、アスベスト規制法案を来年春季には通常国会に提出できるように準備をすすめます。同時に今後問題になる法律にもとづく具体的な規制の方法について検討をおこないます。また、地方自治体に対してアスベストを規制する条例をつくるよう働きつづけます。

国会請願署名は1991年2月末日を最終集約として、さらに巾広く署名を集めるよう取り組みます。

3、教育・学習活動

アスベスト規制法制定の運動をすすめるために学習会を企画し、また参加していきます。アスベスト規制法案について各方面の意見を聞く公開討論会などを計画します。

4、調査活動

過去のアスベスト鉱山や、過去ならびに現在のアスベスト工場の所在地、さらには日本資本の海外でのアスベスト製品の製造など、アスベストの採掘・製造に関する情報の収集に努力します。また、情報公開条例なども利用しながら、公共施設におけるアスベストの実態を明らかにします。さらにアスベストによる健康被害調査に協力していきます。

5、諸団体の活動の支援協力

諸団体のアスベスト問題への取組みに協力していきます。横須賀アスベスト訴訟、全港湾の喉頭ガン等の労災認定闘争などアスベストに関するたたかいを支援します。また、ジョンズ・マンビル社に対する請求活動に協力します。

6、広報活動

「アスベスト対策情報」をもう少し回数を多く発行するよう努力します。

7、組織の強化拡大

アスベスト規制法制定に協力いただいている諸団体に会員になるよう呼び掛けます。

8、会費について

会費を値上げして、団体会員は中央単産が年間10,000円、その他の団体が年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含むものとします。

以上

<特別決議>

国立学校吹きつけ石綿の 早期撤去を求める決議

学校の天井などに発がん物質石綿が吹きつけられていることが社会問題化してから、すでに4年目を迎えている。この間、小中高校の吹きつけ石綿は大部分が処理されたが、国立学校（ほとんどが大学）の吹きつけ石綿は「おおむね1割程度」しか進んでいない。

東大では3万平方メートル以上の石綿が吹きつけられている。劣化が著しく、室内に石綿繊維が飛散している。しかし、石綿処理予算がほとんどつかず、研究費や予備費をやりくりして石綿を処理しているため、このままでは50年かかると予測されている。

最近、工学部8号館の実験室内に鳩が舞い込んで天井の石綿をつつき、石綿のなかでもとりわけ発がん性が強いクロシドライト（青石綿）の塊が室内に散乱するという事件が起こっている。石綿が吹きつけられているため、必要な工事もできず、石綿繊維が落ちてくるので精密な実験もできないなど、研究・教育にもさまざまな支障をきたしている。

埼玉大学では学生寮の吹きつけ石綿が30年間も放置された挙げ句、ようやく今年撤去予算がついたが、要求額を半分に削られ、2年度にわけて工事するこ

とを余儀なくされている。

文部省は小中高校に対しては吹きつけ石綿処理予算を積極的につけ、今年度中に処理を完了するよう督励している。しかし、直接的な責任を負う国立大学に対してはきわめて消極的である。吹きつけ石綿処理の予算も非常に少ない。国立大学の管理者も、吹きつけ石綿処理より建物の増改築などを優先的に予算要求するといわれている。

石綿の発がん性には「これ以下なら安全」という濃度はない。石綿繊維を吸い込みながら学び、働いている学生・職員の健康を守る対策が早急に講じられなければならない。私たちは国立学校の吹きつけ石綿を早急に撤去するため、関係機関が抜本的な予算措置をとるよう、強く求めるものである。

1990年11月27日

石綿対策全国連絡会議 第4回総会

1990年度役員

代表委員	加藤 忠由	(全建総連委員長)
	中西 敬	(自治労副委員長)
	富山 洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬 弘忠	(東京女子大学教授)
	佐野 辰雄	(元労働科学研究所副所長・医学博士)
事務局長	伊藤 彰信	(全港湾)
運営委員	矢沢 寿義	(自治労)
	安東 要	(日教組)
	深瀬 清祐	(合化労連)
	里見 秀俊	(全建総連)
	依田 彦三郎	(アスベスト根絶ネットワーク)
	安田 節子	(日本消費者連盟)
	西田 隆重	(神奈川労災職業病センター)
	中桐 伸五	(自治労顧問医師)
	山本 高行	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	古谷 杉郎	(全国安全センター)
	信太 忠二	(個人)
会計監査	仁木 由紀子	(労災職業病被災者全国連絡会議)
	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター)

